



金 沢 市 公 報

号外第 1 1 号

平成26年(2014年)5月16日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第12号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成26年5月16日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

収 監 査 第 121 号
平成26年5月15日
(2014年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成26年3月18日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日

平成26年3月18日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書（別紙第1のとおり）による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務調査費は、改正前の地方自治法第100条第14項、第15項に基づく改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）及び同施行規則（平成13年規則第4号。以下「規則」という。）により用途基準が定められている。すなわち、政務調査費の支出内容は政務調査費使途基準により制限されている。ただし、「その他の経費」は「議員の行う調査研究活動に必要な経費」であ

る合理的根拠を必要とするにもかかわらず合理的根拠なく規定したものであるため、「その他の経費」の例示規定は無効である。議員の政務調査費支出において、「議員の調査研究に資する」経費と認められない支出は、目的外の違法支出である。運用の手引きの「議員の調査研究に資する」経費と認められない「内容」の規定に該当する定めは無効である。

イ 「議会活動」の「広報活動」は「議員の調査研究に資する」経費に該当していないから政務調査費の「広報費」支出として認めることはできない。「議員の調査研究に資する」経費として認められない「広報費」支出は、違法支出である。また、議会活動、後援会活動等「議員の調査研究活動」ではない内容が含まれている「広報費」支出については、政務調査費を按分充当支出する必要がある。

ウ 調査研究専用事務所であることを「証する書類」を議長に提出していないにもかかわらず、政務調査費を全額充当支出している事務所費支出は、政務調査費支出と認められない。政務調査費全額充当支出している事務所費支出には違法支出額が含まれている。事務所費支出については、「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所」の「事務所の形態（事務所が兼ねる機能）」による合理的な按分率に基づき、当該議員事務所の政務調査費の充当按分率を適用する。すなわち、「調査研究活動事務所＋政治団体事務所」の場合の事務所費支出については2分の1充当支出を政務調査費支出と認め、「調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」の場合の事務所費支出については3分の1充当支出を政務調査費支出と認め、その余の支出については違法支出である。

エ 「政務調査費出納簿作成」及び「政務調査費出納簿及び領収書」の「外部の専門家のチェック」事務は、「調査研究活動を補助する」労務提供であると認めることはできない。政務調査費使途基準に抵触する規定は、法が定める「議員の調査研究に資する経費」ではないので、これらの規定は無効である。「人件費」支出においては、「議員の調査研究活動を補助する」労務提供が当該議員の事務所で行われている実態があるゆえに、当該議員事務所の政務調査費を充当する按分率を適用することは合理的である。職員の仕事の内容を「一般事務、その他」等として雇用する当該議員の各人件費支出は、「議員の調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」である政務調査費の人件費支出に該当していない。

オ 「その他の経費」の例示規定は無効である。「その他の経費」は、「議員の行う調査研究活動に必要な経費」であるとの客観的な証拠が必要となる経費である。「議員の行う調査研究活動に必要な経費」の「支出に係る事実を証する書類」添付がされていない「その他の経費」支出は、違法支出であると推認される。「その他の経費」支出は、すべての支出において「調査研究活動に必要な経費」である客観的な証拠が添付されていない。

カ 広報費

(ア) 清水邦彦議員の広報費支出について、支出している各市政報告書は自己宣伝的な後援会活動の側面がある。各広報費支出は、2分の1按分充当支出を政務調査費と認めるが、その余の支出を違法支出とする。

キ 事務所費

(ア) 高芳晴議員、前誠一議員、澤飯英樹議員及び横越徹議員の事務所費支出について、自宅兼用事務所の各事務所費支出の充当按分率は3分の1であり、3分の1超の各支出は違法支出である。

(イ) 源野和清議員、秋島太議員、松村理治議員、安達前議員、井沢義武議員、松井純一議員、田中仁議員及び田中展郎議員の事務所費支出について、事務所の各事務所費支出の充当按分率は2分の1であり、2分の1超の各支出は違法支出である。

(ウ) 久保洋子議員の事務所費支出について、事務所の各事務所費支出の充当按分率は2分の1であり、2分の1超の各支出及び領収書金額を上回る政務調査費充当支出で領収書番号47の支出は違法支出である。

(エ) 角野恵美子議員の事務所費支出について、事務所の各事務所費支出の充当按分率は2分の1であり、2分の1超の各支出及び領収書番号155及び244の支出は違法支出である。

(オ) 上田章議員の事務所費支出について、大部分の事務所費支出の充当按分率を3分の1と自ら記載しており、3分の1超の各支出は違法支出である。

ク 人件費

(ア) 高芳晴議員及び栗森慨議員の人件費支出について、自宅兼用事務所の各人件費支出の充当按分率は3分の1であり、「共同雇用」事務所の各人件費支出の充当按分率は2分の1であるので、その余の支出は違法支出である。

(イ) 小阪栄進議員、野本正人議員及び木下和吉議員の人件費支出について、事務所充当按分率は不明である

ので、当該議員の各人件費支出は2分の1とし、その余の支出を違法支出とする。

- (ウ) 松村理治議員の人件費支出について、仕事の内容が「調査補助」等の各人件費支出の充当按分率は2分の1であり、その余の支出は違法支出であるが、仕事の内容が「一般事務、その他」の各人件費支出は政務調査費使途基準の人件費に該当しないので、支出額すべてが違法支出である。
- (エ) 安達前議員の人件費支出について、事務所の各人件費支出の充当按分率は2分の1であるので、その余の支出は違法支出である。
- (オ) 井沢義武議員の人件費支出について、政務調査費使途基準の人件費に該当しない「事務一般、書類整理等」であるため、違法支出である。
- (カ) 澤飯英樹議員の人件費支出について、自宅兼用事務所の各人件費支出の充当按分率は3分の1であり、その余の支出は違法支出である。
- (キ) 上田章議員の人件費支出について、政務調査費使途基準の人件費に該当しないので、支出額が違法支出である。
- (ク) 松井純一議員、横越徹議員及び田中展郎議員の人件費支出について、政務調査費使途基準の人件費に該当しない「事務費」であるため、違法支出である。

ケ その他の経費

- (ア) 高芳晴議員、源野和清議員、前誠一議員、秋島太議員、久保洋子議員、澤飯英樹議員、木下和吉議員、安達前議員、松井純一議員、田中仁議員及び横越徹議員のその他の経費支出額は、すべて違法支出である。

(2) 措置要求の要旨

請求人は、金沢市監査委員に対し、別紙記載の市議に対して、市議の違法支出合計額から当該市議の自己資金を控除した各返還金額（計13,353,945円）に平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた金額を金沢市へ支払うように金沢市長が勧告することを請求する。

〔請求人から提出された事実を証する書面〕

- (1) 政務調査費使途基準（「金沢市公報」号外第11号の5 平成13年（2001年）3月30日）
- (2) 政務調査費使途基準（「金沢市公報」号外第22号の3 平成20年（2008年）6月27日）
- (3) 清水邦彦議員 広報費
- (4) 高芳晴議員 事務所費
- (5) 源野和清議員 事務所費
- (6) 前誠一議員 事務所費
- (7) 秋島太議員 事務所費
- (8) 久保洋子議員 事務所費
- (9) 角野恵美子議員 事務所費
- (10) 松村理治議員 事務所費
- (11) 澤飯英樹議員 事務所費
- (12) 上田章議員 事務所費
- (13) 安達前議員 事務所費
- (14) 井沢義武議員 事務所費
- (15) 松井純一議員 事務所費
- (16) 田中仁議員 事務所費
- (17) 横越徹議員 事務所費
- (18) 田中展郎議員 事務所費
- (19) 高芳晴議員 人件費
- (20) 小阪栄進議員 人件費
- (21) 粟森慨議員 人件費
- (22) 野本正人議員 人件費
- (23) 松村理治議員 人件費
- (24) 澤飯英樹議員 人件費
- (25) 上田章議員 人件費

- (26) 木下和吉議員 人件費
- (27) 安達前議員 人件費
- (28) 井沢義武議員 人件費
- (29) 松井純一議員 人件費
- (30) 横越徹議員 人件費
- (31) 田中展郎議員 人件費
- (32) 高芳晴議員 その他の経費
- (33) 源野和清議員 その他の経費
- (34) 前誠一議員 その他の経費
- (35) 秋島太議員 その他の経費
- (36) 久保洋子議員 その他の経費
- (37) 澤飯英樹議員 その他の経費
- (38) 木下和吉議員 その他の経費
- (39) 安達前議員 その他の経費
- (40) 松井純一議員 その他の経費
- (41) 田中仁議員 その他の経費
- (42) 横越徹議員 その他の経費

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 請求書の要件審査

平成26年3月18日付けで請求のあった本件職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年4月1日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成24年度政務調査費のうち、請求人が違法支出とした広報費、事務所費、人件費及びその他の経費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務調査費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査(その1)

政務調査費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し(以下「添付書類」という。))は、条例第14条により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年4月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 事務所費及び人件費について

平成25年7月3日の名古屋高裁判決において、「市議の多岐にわたる活動が浑然一体となっていることについて、市議の活動実態であると認定し、個々の事務所の実態及び個々の人件費支出を裏付ける客観的証拠がいずれも提出されていないことを確認した上で、各政治団体事務所を兼ねる場合の按分率の上限は2分の1とすべきであると事実認定するとともに、支出の政務調査費充当按分率の上限は2分の1にするべきである。」と判断している。

(2) 広報費について

平成25年2月20日の宇都宮地裁判決において、「政治家の活動の上で、広報活動と宣伝活動は紙一重であって、両者を峻別することは実際には困難であるのが通常であるが、広報紙の内容が単なる議員個人の宣伝であ

る場合には、議員の調査研究に資するとはいえないから、広報紙の発行に要した費用のうち、政務調査費から支出することができる割合については、広報紙ごとに合理的な算定をしていくことが必要である。」と判示している。

清水邦彦議員の支出について、作成した市政報告書をみると、表紙の大きな顔写真、ごあいさつ及び議員の調査研究活動に該当しない内閣府地域主権戦略室の義務付け、枠付けの見直しに関する条例制定を掲載しており、自己宣伝的な後援会活動の側面が大きく、議会活動及び市政に関する政策活動という側面が少ない。

(3) その他の経費について

地方自治法では、議員の行う調査研究に必要な経費を政務調査費と規定しているのであって、その他の経費の有効規定は、「上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費」までであり、「(例) 携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等」は無効規定である。

本件対象のその他の経費支出議員は、当該支出において、議員の行う調査研究活動に必要な経費であることを客観的に裏付ける書類を議長へ提出していない。客観的に裏付ける書類を議長へ提出していないその他の経費支出はすべて違法支出である。

〔新たに提出された証拠書類〕(事実証明書の追加)

(43) 「金沢市議会政務調査費の改正案」について(答申)

(44) 平成24年(行ウ)第5号 政務調査費返還請求事件 事務連絡

(注) この書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 関係職員の陳述の聴取

平成26年4月15日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務調査費における使途基準について

条例第8条では「議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するもの」と規定し、規則第5条で使途基準を別表で定めており、別表では研究研修費、調査旅費など11の項目に分類し、各項目の内容欄で説明や例示を行っている。この使途基準の例示については、全てを網羅することは不可能であり、例示の最後に「等」をつけてあることから判るように、一部を標記しているに過ぎない。規則や運用の手引きに記載されず、個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動に有益となる費用であれば、規則第5条の別表の例示の「等」として、これを広く含むと解するのが妥当である。

(2) 混在する活動に対する考え方について

政務調査費執行にあたっての原則として「調査研究の目的が市行政と関連性を有していること。政務調査費の各支出が調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。また、支出金額が社会通念上相当と認められる範囲であること。」という点に留意のうえ、各議員の責任において、適切に取り扱うものとしている。

特に、事務所の費用については、運用の手引きにその形態に応じた按分方針、費用毎の限度額を示している。このことは、議員活動が個々で異なり、一律の按分割合を示すことが不合理であることから、事務所の形態等に応じた按分率の上限を採用しているものである。

政務調査費のように、法律の制定に基づいて地方自治体が条例を定めなければならない場合、条例の制定や法律の解釈などは、地方自治体の自己責任と自主決定に委ねられており、条例及び規則において如何なる規定を定めるかについては、法の趣旨に反しない限り、原則として各地方自治体の裁量の範囲内にあると考えている。

5 関係人調査(その2)

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、各議員に対し、各支出項目ごとの調査票の提出を求め、必要に応じ事情を聴取するなど精査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務調査費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号による改正前の自治法（以下「改正前自治法」という。）第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、同条第15項では、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

イ 本市における政務調査費の交付の経緯

改正前自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に条例を制定し、同年4月1日から施行した。

条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に条例改正し、交付対象を「議員」へ変更し、すべての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。

ウ 交付手続等

- ① 政務調査費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務調査費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務調査費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について、規則で定める収支報告書に会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

使途基準については、条例第8条の規定により、規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないとされている。規則で定める使途基準には、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、会派共用費及びその他の経費の11項目が示されており、また、政務調査費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費」、「その他政務調査費としての支出が不適切な経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。運用の手引きにおいては、政務調査費執行に当たっての原則として、

- ① 調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務調査費は、議員の一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、規則別表に記載している使途基準の例示のほか「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく平成24年度政務調査費の交付等について

ア 交付

市長は、平成24年4月1日に交付申請書を受理し、交付する政務調査費の額を $180,000円 \times 12月 = 2,160,000$ 円と決定、その旨を同日付で政務調査費交付決定通知書により、議長を経由して、各議員に通知している。

交付の決定通知を受けた議員は、四半期ごとに政務調査費の交付を市長に請求し、市長は、議員に対して四半期ごとに当該政務調査費540,000円を交付している。

イ 収支報告

条例に基づく平成24年度政務調査費については、平成25年4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出されており、議長は同年5月28日に市長に収支報告書の写しを送付している。

議会事務局においては、収支報告書の提出の際に、使途基準に沿った支出がなされているかどうかなど、事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 監査基準について

本市の政務調査費は、改正前自治法第100条第14項の規定を受けて制定した条例及び規則に基づいて交付されており、その使途基準についても条例第8条及び規則第5条で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務調査費の取扱いの運用指針が示されており、この中でさらに使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の使途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。(平成17年(行コ)第14号 同19年2月9日札幌高裁判決)」、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができる」としているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」、「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)」との考え方を踏まえた「政務調査費支出の適否についての具体的判断基準」を設け、この監査基準(別紙第2のとおり)に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 広報費について

請求人は、「議会活動の広報活動は、議員の調査研究に資する経費に該当していないから政務調査費の広報費支出として認めることはできない。また、議会活動、後援会活動等、議員の調査研究活動ではない内容が含まれている広報費支出については、政務調査費を按分充当支出する必要がある。」とし、「議員1名の広報費支出について、違法支出がある。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した広報費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な広報費としての支払いの事実が認められた。また、広報費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならぬ旨の記載はなく、広報費支出の全額に政務調査費を充当した支出については、他の用途で使用せずに、専ら調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動のために使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(3) 事務所費について

請求人は、「調査研究専用事務所であることを証する書類を議長に提出していないにもかかわらず、政務調査費を全額充当支出している事務所費支出は、政務調査費支出と認められない。「調査研究活動事務所+政治団体事務所」の場合の事務所費支出については2分の1充当支出を政務調査費支出と認め、「調査研究活動事

務所＋政治団体事務所＋住居等」の場合の事務所費支出については3分の1 充当支出を政務調査費支出と認め、その余の支出については違法支出である。」とし、「議員15名の事務所費支出について、違法支出がある。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した事務所費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な事務所費としての支払いの事実が認められた。また、事務所費については、運用の手引きでは「各活動の実態に応じて按分して充当する必要がある。」とされ「事務所の形態に応じた政務調査費充当限度額（按分率の上限）の基準」を掲載しているが、調査研究活動専用事務所における事務所経費については、その全額の充当が認められており、政務調査費を全額充当した支出については、他の用途では使用せずに専ら調査研究活動のために使用していたこと、一部を按分して政務調査費で充当した支出については、調査研究活動のためにも使用していたことを関係人調査により確認した。

請求人の「久保洋子議員の事務所費支出について、領収書金額を上回る政務調査費充当支出で領収書番号47の支出は違法支出である。」という主張については、支出に係る添付書類を確認したところ、既に、充当金額に誤りがあったとして、収支報告書等を訂正し、所要の手続きが完了していることを確認した。具体的には領収書番号47（上下水道代7月分）の支出において、政務調査費充当金額に誤りがあったが、超過した金額は自己資金の額を下回っているとして、その旨、収支報告書等を訂正している。したがって、議員の不当利得により本市に損害を与えているとは認められない。

また、請求人の「角野恵美子議員の事務所費支出について、領収書番号155及び244の支出は違法支出である。」という主張については、支出に係る添付書類を確認したところ、調査研究活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。なお、当該支出は使途基準や運用の手引きで規定する政務調査費を充てることができない経費の具体的事例に該当しない。また、関係人調査により、調査研究活動のために使用したかどうか確認したところ、領収書番号155（携帯電話料金10月分）及び244（電話料金3月分（自宅分））の支出はいずれも「その他の経費」の支出項目とすべきところ、誤って「事務所費」の支出項目とし収支報告書等に記載したものであり、運用の手引きで規定する「その他の経費」の具体例に基づき政務調査費を充当していたこと、また、当該支出は政務調査活動に使用していたことを確認した。なお、本件については、関係人調査を受けて、収支報告書等を訂正し、所要の手続きが完了している。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(4) 人件費について

請求人は、「政務調査費出納簿作成及び「政務調査費出納簿及び領収書」の外部の専門家のチェック事務は、調査研究活動を補助する労務提供であると認めることはできない。人件費支出においては、議員の調査研究活動を補助する労務提供が当該議員の事務所で行われている実態があるゆえに、当該議員事務所の政務調査費を充当する按分率を適用することは合理的である。職員の仕事の内容を「一般事務、その他」等として雇用する当該議員の各人件費支出は、議員の調査研究活動を補助する職員を雇用する経費である政務調査費の人件費支出に該当していない。」とし、「議員13名の人件費支出について、違法支出がある。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した人件費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動を補助する職員を雇用する経費としての支払いの事実が認められ、運用の手引きで政務調査費を充てることができるものとしている政務調査費出納簿作成及び「政務調査費出納簿及び領収書」の外部の専門家のチェックに要する経費としての支払いの事実も認められた。人件費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、人件費支出の全額に政務調査費を充当した支出については、雇用した職員が他の業務を兼務せず、議員の行う調査研究活動の補助のみに従事していたこと、運用の手引きで政務調査費を充てることができるものとしている政務調査費出納簿作成及び「政務調査費出納簿及び領収書」の外部の専門家によるチェックに要する経費に政務調査費を充当していたことを関係人調査にて確認した。また、一部を按分して政務調査費に充当した支出については、議員の行う調査研究活動の補助にも従事していたことを関係人調査により確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(5) その他の経費について

請求人は、「議員の行う調査研究活動に必要な経費の「支出に係る事実を証する書類」添付がされていないその他の経費支出は、違法支出であると推認される。その他の経費支出は、すべての支出において調査研究活動に必要な経費である客観的な証拠が添付されていない。」とし「議員11名のその他の経費支出については、

すべて違法支出である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張したその他の経費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要なその他の経費としての支払いの事実が認められた。その他の経費支出の全額に政務調査費を充当した支出については、他の用途で使用せず、専ら調査研究活動に使用していたこと、一部を按分して政務調査費で充当した支出については、調査研究活動のためにも使用していたことを関係人調査にて確認した。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(6) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、平成24年度政務調査費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例第13条の規定により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、不適切な支出は認められなかったことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(7) 結論

以上のとおり、不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

政務調査費は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという趣旨から、その運用においては自主性、自律性が尊重されなければならない。一方で、政務調査費は公金をもって支出されることから、その用途の適正性、透明性が求められる。

市議会においては、平成24年度に運用の手引きを改訂し、親族等への支出に一定の制限を設けており、また、平成25年度からは地方自治法の一部改正(平成24年9月公布)に基づく条例改正に併せて、有識者の検証を踏まえた金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めるとともに、市民への公開を行うなど、透明性の向上に努めている。

今回、監査対象となった平成24年度政務調査費については、不適切な支出と認定したものはなかったが、政務調査費の制度趣旨を踏まえ、市議会においては、改めて目的に沿った厳正な運用を徹底するとともに、政務調査費は市民の関心が高い制度であることを十分自覚したうえで、その透明性の確保に不断に取り組まれない。

また、政務調査活動が市民の信頼を基盤とするさらに充実したものとなるよう努めて、より一層、議会活動や市政運営に寄与することを期待する。

(別紙第1)

職員措置請求書
金沢市長に対する措置請求

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

1 政務調査費は、改正前の地方自治法第100条第14項、第15項に基づく改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)及び金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「条例等」という。)により用途基準が定められている。

すなわち、政務調査費の支出内容は政務調査費用途基準により制限されている。

ただし、「その他の経費」は「議員の行う調査研究活動に必要な経費」である合理的根拠を必要とするにもかかわらず合理的根拠なく規定したものであるため、「その他の経費」の例示規定は無効である。

政務調査費は、公金であり、条例等を根拠とする支出でなければならない。

金沢市長は、金沢市議会議員(以下「議員」という。)に対し、前金払の交付金として、政務調査費を交付している。

政務調査費を交付された議員は、「議員の調査研究に資する」経費である政務調査費支出について、「政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類」を政務調査費収支報告書に添付して、「毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。」

議員の政務調査費支出において、「議員の調査研究に資する」経費と認められない支出は、目的外の違法支出

である。

- 2 金沢市議会政務調査費運用の手引き（以下「運用の手引き」という。）は、金沢市議会が作成したものではあるが、「議員の調査研究に資する」経費と認められない「内容」の規定も加えて定めている。

運用の手引きの「議員の調査研究に資する」経費と認められない「内容」の規定に該当する定めは無効である。

- 3 政務調査費使途基準で定められた「広報費」項目の「内容」は「議員の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費」である。

しかしながら、「議会活動」の「広報活動」は、「議員の調査研究に資する」経費に該当していないから政務調査費の「広報費」支出として認めることはできない。

「議員の調査研究に資する」経費と認められない「広報費」支出は、違法支出である。

また、議会活動、後援会活動等「議員の調査研究活動」ではない内容が含まれている「広報費」支出については、政務調査費を按分充当支出する必要がある。

- 4 条例等で定められた「事務所費」は「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（例）事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」である。

そして、運用の手引きにおいては、「事務所の要件」、「事務所経費の按分方針」及び「事務所経費への充当限度額」を定め、議員活動は「調査研究活動と他の活動が渾然一体となっている」「実態に応じて按分して充当する必要がある」と定めるとともに、「事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額（按分率の上限）の基準」及び「事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例」を定めている。

それゆえ、事務所費支出は、当該事務所の按分充当支出基準に基づく支出でなければならない。

調査研究専用事務所であることを「証する書類」を議長に提出していないにもかかわらず、政務調査費を全額充当支出している事務所費支出は、政務調査費支出と認められない。

政務調査費全額充当支出している事務所費支出には違法支出額が含まれている。

市議の事務所費支出については、「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所」の「事務所の形態（事務所が兼ねる機能）」による合理的な按分率に基づき、当該議員事務所の政務調査費の充当按分率を適用する。

すなわち、「調査研究活動事務所＋政治団体事務所」の場合の事務所費支出については1/2充当支出を政務調査費支出と認め、「調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」の場合の事務所費支出については1/3充当支出を政務調査費支出と認め、その余の支出については違法支出である。

- 5 政務調査費使途基準で定められた「人件費」項目の「内容」は「議員の調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」である。

運用の手引きの「人件費」の「内容」として、「政務調査費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。」及び「政務調査費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。」と定めている。

しかしながら、「政務調査費出納簿作成」及び「政務調査費出納簿及び領収書」の「外部の専門家のチェック」事務は、「調査研究活動を補助する」労務提供であると認めることはできない。

政務調査費使途基準に抵触する上記規定は、法が定める「議員の調査研究に資する経費」ではないので、これらの規定は無効である。

「人件費」支出においては、「議員の調査研究活動を補助する」労務提供が当該議員の事務所でおこなわれている実態があるゆえに、当該議員事務所の政務調査費を充当する按分率を適用することは合理的である。

職員の仕事の内容を「一般事務、その他」として雇用する松村理治議員、「事務一般、書類整理等」として雇用する井沢義武議員、及び「事務所費」として雇用する松井純一議員、横越徹議員及び田中展郎議員の各人件費支出は、「議員の調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」である政務調査費の人件費支出に該当していない。

- 6 政務調査費使途基準で定められた「その他の経費」は「上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費」である。

すなわち、「その他の経費」の例示規定は無効である。

運用の手引きにおける「携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万5千円/月とし」、「自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とし」、「自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月」とするとの規定は、合理的根拠がないので、各「充当割合」は上限規定であると思われる。

上記運用の手引き規定は無効である。

それゆえ、「その他の経費」は、「議員の行う調査研究活動に必要な経費」であるとの客観的な証拠が必要となる経費である。

「議員の行う調査研究活動に必要な経費」の「支出に係る事実を証する書類」添付がされていない「その他の経費」支出は、違法支出であると推認される。

市議の「その他の経費」支出は、すべての支出において「調査研究活動に必要な経費」である客観的な証拠が添付されていない。

- 7 情報公開請求により開示された平成24年度の政務調査費収支報告書、政務調査費出納簿及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類を、上記3、4、5及び6により検討した結果、以下のとおり違法支出額があると認められる。

①広報費

清水邦彦議員の広報費は、4点の「市政報告書作成費」及びそれらの「発送費用」・「郵送料」である。そして、各金沢市政報告書は自己宣伝的な後援会活動の側面がある。

そのため、各広報費支出は、1/2按分充当支出を政務調査費と認めるが、その余の支出を違法支出とする。清水邦彦議員の違法支出額は76万216円となる。

②事務所費

高芳晴議員の自宅兼用事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/3であり、1/3超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は32万6,719円となる。

源野和清議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は31万3,364円となる。

前誠一議員の自宅兼用事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/3であり、1/3超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は41万3,710円となる。

秋島太議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は24万8,648円となる。

久保洋子議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出及び領収書金額を上回る政務調査費充当支出で領収書番号47の支出は違法支出である。同議員の違法支出額は34万3,196円となる。

角野恵美子議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出及び領収書番号155及び244の支出は違法支出である。同議員の違法支出額は27万5,859円となる。

松村理治議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は29万3,098円となる。

上田章議員は大部分の事務所費支出の充当按分率を1/3と自ら記載しており、1/3超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は4万9,790円となる。

澤飯英樹議員の自宅兼用事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/3であり、1/3超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は18万9,914円となる。

安達前議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は32万5,382円となる。

井沢義武議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は33万1,149円となる。

松井純一議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は35万2,370円となる。

田中仁議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は36万円となる。

横越徹議員の自宅兼用事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/3であり、1/3超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は61万9,860円となる。

田中展郎議員の事務所の各事務所費支出の充当按分率は、1/2であり、1/2超の各支出は違法支出である。同議員の違法支出額は25万1,735円となる。

③人件費

議員の調査研究活動を補助する労務提供が当該議員の事務所でおこなわれている実態があることを重視し、当該議員事務所の政務調査費充当按分率を人件費支出に適用する。1/2又は1/3按分充当支出を政務調査費と

認め、その余の支出が違法支出である。

高芳晴議員の自宅兼用事務所の各人件費支出の充当按分率は、 $1/3$ であり、「共同雇用」事務所の各人件費支出の充当按分率は $1/2$ であるので、その余の支出は違法支出である。同議員の違法支出額は45万8,016円となる。

小阪栄進議員の事務所充当按分率は不明であるので、同議員の各人件費支出は $1/2$ とし、その余の支出を違法支出とする。同議員の違法支出額は36万3,800円となる。

粟森慨議員の自宅兼用事務所の各人件費支出の充当按分率は、 $1/3$ であり、「共同雇用」事務所の各人件費支出の充当按分率は $1/2$ であるので、その余の支出は違法支出である。同議員の違法支出額は64万6,830円となる。

野本正人議員の事務所充当按分率は不明であるので、同議員の各人件費支出は $1/2$ とし、その余の支出を違法支出とする。同議員の違法支出額は27万円となる。

松村理治議員の仕事の内容が「調査補助」等の各人件費支出の充当按分率は $1/2$ であり、その余の支出は違法支出であるが、仕事の内容が「一般事務、その他」の各人件費支出は政務調査使途基準の人員費に該当しないので支出額すべてが違法支出である。同議員の違法支出額は37万8,000円となる。

安達前議員の当該事務所の各人件費支出の充当按分率は $1/2$ であるので、その余の支出は違法支出である。同議員の違法支出額は24万2,825円となる。

井沢義武議員の人員費支出は政務調査使途基準の人員費に該当しない「事務一般、書類整理等」であるため、違法支出である。同議員の違法支出額は57万6,000円である。

澤飯英樹議員の自宅兼用事務所の各人件費支出の充当按分率は $1/3$ であるので、その余の支出は違法支出である。同議員の違法支出額は43万3,336円である。

上田章議員の当該人員費支出は政務調査使途基準の人員費に該当しないので、支出額が違法支出である。同議員の違法支出額は50万4,000円である。

木下和吉議員の事務所充当按分率は不明であるので、同議員の各人件費支出は $1/2$ とし、その余の支出を違法支出とする。同議員の違法支出額は36万4,800円である。

松井純一議員の当該人員費支出は政務調査使途基準の人員費に該当しない「事務費」であるために違法支出である。同議員の違法支出額は35万円である。

横越徹議員の当該人員費支出が政務調査使途基準の人員費に該当しない「事務費」であるために違法支出である。同議員の違法支出額は51万2,000円である。

田中展郎議員の当該人員費支出が政務調査使途基準の人員費に該当しない「事務費」であるために違法支出である。同議員の違法支出額は48万円である。

④その他の経費

以下の議員の「その他の経費」支出は、「議員の行う調査研究活動に必要な経費」「当該支出に係る事実を証する書類」添付がなされていない。

高芳晴議員、源野和清議員、前誠一議員、秋島太議員、久保洋子議員、澤飯英樹議員、木下和吉議員、安達前議員、松井純一議員、田中仁議員及び横越徹議員の「その他の経費」支出額は、すべて違法支出額である。

- 8 請求人は、金沢市監査委員に対し、別紙記載の市議に対して、市議の違法支出合計額から当該市議の自己資金を控除した各返還金額に平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた金額を金沢市へ支払うように金沢市長が勧告することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

第3 事実証明書

- 事実証明書1 政務調査費使途基準（「金沢市公報」号外第11号の5 平成13年（2001）年）3月30日）
事実証明書2 政務調査費使途基準（「金沢市公報」号外第22号の3 平成20年（2008）年）6月27日）
事実証明書3 清水邦彦議員 広報費
事実証明書4 高 芳晴議員 事務所費

事実証明書5	源野和清議員	事務所費
事実証明書6	前 誠一議員	事務所費
事実証明書7	秋島 太 議員	事務所費
事実証明書8	久保洋子議員	事務所費
事実証明書9	角野恵美子議員	事務所費
事実証明書10	松村理治議員	事務所費
事実証明書11	澤飯英樹議員	事務所費
事実証明書12	上田 章 議員	事務所費
事実証明書13	安達 前 議員	事務所費
事実証明書14	井沢義武議員	事務所費
事実証明書15	松井純一議員	事務所費
事実証明書16	田中 仁 議員	事務所費
事実証明書17	横越 徹 議員	事務所費
事実証明書18	田中展郎議員	事務所費
事実証明書19	高 芳晴議員	人件費
事実証明書20	小阪栄進議員	人件費
事実証明書21	粟森 慨 議員	人件費
事実証明書22	野本正人議員	人件費
事実証明書23	松村理治議員	人件費
事実証明書24	澤飯英樹議員	人件費
事実証明書25	上田 章 議員	人件費
事実証明書26	木下和吉議員	人件費
事実証明書27	安達 前 議員	人件費
事実証明書28	井沢義武議員	人件費
事実証明書29	松井純一議員	人件費
事実証明書30	横越 徹 議員	人件費
事実証明書31	田中展郎議員	人件費
事実証明書32	高 芳晴議員	その他の経費
事実証明書33	源野和清議員	その他の経費
事実証明書34	前 誠一議員	その他の経費
事実証明書35	秋島 太 議員	その他の経費
事実証明書36	久保洋子議員	その他の経費
事実証明書37	澤飯英樹議員	その他の経費
事実証明書38	木下和吉議員	その他の経費
事実証明書39	安達 前 議員	その他の経費
事実証明書40	松井純一議員	その他の経費
事実証明書41	田中 仁 議員	その他の経費
事実証明書42	横越 徹 議員	その他の経費

別紙

平成24年度政務調査費の返還額

(円)

議員氏名	違 法 支 出					自己資金	返還金額
	広報費	事務所費	人件費	その他の経費	合計額		
高 芳 晴	0	326,719	458,016	202,317	987,052	16,355	970,697
源 野 和 清	0	313,364	0	494,647	808,011	15,956	792,055
前 誠 一	0	413,710	0	513,019	926,729	93,553	833,176
小 阪 栄 進	0	0	363,800	0	363,800	74,089	289,711
秋 島 太	0	248,648	0	567,971	816,619	25,138	791,481
栗 森 慨	0	0	646,830	0	646,830	325,749	321,081
野 本 正 人	0	0	270,000	0	270,000	139,383	130,617
久 保 洋 子	0	343,196	0	345,554	688,750	182,881	505,869
清 水 邦 彦	760,216	0	0	0	760,216	215,329	544,887
角 野 恵美子	0	275,859	0	0	275,859	13,952	261,907
松 村 理 治	0	293,098	378,000	0	671,098	27,928	643,170
澤 飯 英 樹	0	189,914	433,336	570,160	1,193,410	492,558	700,852
上 田 章	0	49,790	504,000	0	553,790	99,891	453,899
木 下 和 吉	0	0	364,800	566,509	931,309	19,344	911,965
安 達 前	0	325,382	242,825	246,420	814,627	166,494	648,133
井 沢 義 武	0	331,149	576,000	0	907,149	80,571	826,578
松 井 純 一	0	352,370	350,000	436,957	1,139,327	88,005	1,051,322
田 中 仁	0	360,000	0	367,157	727,157	56,493	670,664
横 越 徹	0	619,860	512,000	310,109	1,441,969	113,352	1,328,617
田 中 展 郎	0	251,735	480,000	0	731,735	54,471	677,264
	760,216	4,694,794	5,579,607	4,620,820	15,655,437	2,301,492	13,353,945

(別紙第2)

政務調査費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

1 政務調査費を充てることができない経費

○規則(備考2)	○運用の手引き(具体的事例)
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費(人件費を含む) ・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等) ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費

3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ピラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。） ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。） ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・社会通念上「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費（事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。） ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外） ・自宅事務所の賃料
7 政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複
8 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄付に該当する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 その他政務調査費としての支出が不適切な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶やテープカットだけの会合への出席費用 ・自動車の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）
10 用途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○規則

備考2 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(10) 用途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○参考 領収書等のチェック要領

	項 目	注 意 事 項
1	日 付	領収した日が記載してあること。 *ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあっては、支払った日を補記すること。
2	あ て 名	議員名が記載してあること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 *あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可 (※)あて名が〇〇〇〇事務所（後援会事務所を除く。）となっているものであっても、申立書等により政務調査活動のために支出したことが確認されたものについては、政務調査費の充当を認める。
3	発 行 者	記名押印がされていること。 *機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金 額	支出した金額が記載してあること。
5	但 書 き	何の代金か明確に記載してあること。 *お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可 (※)但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務調査費の充当を認める。
6	印 紙	領収書の記載金額3万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 (※)印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務調査費の充当を認める。
7	記 載 事 項 の 訂 正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど用途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預 金 通 帳 の 写 し (クレジットカードの明細写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レ シ ー ト	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別用途基準

1 広報費

【条例、規則】

○規則別表（第5条関係）「政務調査費用途基準」

議員の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費

(例) 広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等

【運用の手引き】

その他の例

- ・ 広報活動のため開催する会の機材借上費、茶菓子代
- ・ 議会報告・ニュース
- ・ 議会活動、政策等の広報用ポスター作成費
- ・ 広報活動のための会への出席に伴う交通費
- ・ ホームページ作成料・管理費用
- ・ 広報紙発送費用（郵送料、封筒代）

2 人件費

【条例、規則】

- 規則別表（第5条関係）「政務調査費使途基準」

議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

【運用の手引き】

具体的な例（→賃金、交通費など）

- ・ 職員の雇用については、様式第2号に記載し提出してください。
- ・ 政務調査費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。
- ・ 政務調査費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。

3 事務所費

【条例、規則】

- 規則別表（第5条関係）「政務調査費使途基準」

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

（例）事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等

【運用の手引き】

その他の例

- ・ 事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料
- ・ 事務所通信費（電話代、テレビ受信料、インターネット料金等）
- ・ 事務所内の会合等において提供される茶菓子代
- ・ その他の雑費（事務用品、消耗品等）
- ・ 政務調査費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。

※按分等指針参照

① 事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務調査費を充当することはできません。

- (ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。
- (イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。
- (ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。

また、事務所の賃借料を政務調査費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

② 事務所経費の按分方針

議員活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充実に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。

〔事務所を住居等と共用する場合〕

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に調査研究活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務調査費を充当することはできないものとします。

③ 事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額（按分率の上限）の基準を以下のとおりとします。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			
	光 熱 費	通 信 費	上下水道代金	賃 借 料
調査研究活動専用事務所	全 額	全 額	全 額	全 額
調査研究活動事務所＋ 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2
調査研究活動事務所 ＋住居等	1/2	1/2	－	－
調査研究活動事務所＋ 政治団体事務所＋住居等	1/3	1/3	－	－

光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等

通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算定する際の基準例

なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算式によるものとします。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

$$\frac{\text{調査研究活動 (A\%)}}{\text{調査研究活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)}}$$

(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率（→面積按分）

$$\frac{\text{調査研究活動 (A\%)}}{\text{〔調査研究活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)〕}}$$

$$\times \frac{\text{事務所部分面積 (m}^2\text{)}}{\text{全体面積 (m}^2\text{)}}$$

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分率（→日常生活用務を加えて按分）

$$\frac{\text{調査研究用務 (A\%)}}{\text{調査研究用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政治団体用務 (C\%) + その他の用務 (D\%)}}$$

$$+ \text{日常生活用務 (E\%)}$$

4 その他の経費

【条例、規則】

○規則別表（第5条関係）「政務調査費使途基準」

上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

（例）携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等

【運用の手引き】

- ・携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万5千円/月とします。
- ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。
- ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。
- ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万円/月とします。

平成26年(2014年)5月16日 印刷
平成26年(2014年)5月16日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄